

令和4年度事業報告書

令和4年4月1日より令和5年3月31日における事業内容は次のとおりである。

1. 事業報告について

1) JAS法に基づく炭酸飲料及び果実飲料の製造業者の認証等

JAS法に基づく登録認証機関として本会に設置する判定審議委員会を令和4年度に1回開催し、認証の変更届のあった炭酸飲料1工場(日本アスパラガス株式会社千歳工場)について審査・判定を行い、また、認証後の技術的基準に適合しているかを確認する調査を炭酸飲料39工場、果実飲料32工場について行った。

また、この確認調査の実施に当たって、農林水産省は新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、まん延防止の観点から対応措置としてリモートによる確認調査の活用も認めたことから、確認調査工場のうち炭酸飲料5工場、果実飲料4工場がリモートによる手法を取り入れた。

また、JAS製品の製造を廃止した4工場及び新規1工場について、農林水産大臣に届出を行った。

この結果、令和5年3月31日現在の種類別の認証工場数は炭酸飲料58工場、果実飲料47工場となった。

2) 委託契約による格付のための試料の検査業務

認証工場と格付のための試料の検査について委託契約を締結した当該認証工場からの検査依頼申請に基づく試料の検査を行った。

その格付実績は、別添のとおりであるが、炭酸飲料については、新型コロナウイルス感染症に係る対応が緩和されたことに伴い、前年並の結果となった。果実飲料については、特に希釈飲料はファミリーレストランや居酒屋等の回復により前年29%増と大きく上回り、また、直接飲料についても前年を5%上回った。

3) 規格証票の登録業務

包装又は容器に格付前にあらかじめ格付の表示(JASマーク)を付すことについて認証工場から登録申請があったので、「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法」並びに「炭酸飲料、果実飲料の日本農林規格」に基づく審査・登録を行った。

4) 炭酸飲料及び果実飲料の表示の指導の実施

炭酸飲料及び果実飲料の表示について、食品表示法及び果実飲料等の表示に関する公正競争規約等に基づいて表示の指導を行った。

5) 炭酸飲料瓶詰製品の安全性試験の実施

炭酸飲料瓶詰の J A S 検査品について、リターナブル瓶及びワンウェイ瓶に区分した強度試験及び破壊起点（オリジン）等の調査・分析を行い、強度試験の結果を当該認証工場及び本社に通知するとともに、そのデータの蓄積に努めた（安全性試験実施本数リターナブル瓶 172 本及びワンウェイ瓶 52 本）。

- ① リターナブル瓶とワンウェイ瓶に区分した。
- ② ワンウェイ瓶は、被膜付（シュリンクフィルム又はプレラベル）の瓶と被膜を除去した瓶とに区分した。
- ③ 耐内圧強度試験は 40 kg/cm^2 を上限とした。
- ④ 強度試験は炭酸飲料瓶詰製品の安全性試験実施基準に従って実施した。

なお、従来は、消費生活製品安全法に基づく食品流通局通達（農林水産省）では、使用後回収されたリターナブル瓶は 8 kg/cm^2 以上とされていた。この試験の結果は未使用瓶の耐内圧強度に適合していた。

6) 果実飲料・炭酸飲料の J A S 認証工場品質管理者等専門講習会の開催

令和 5 年 2 月 9 日～10 日、果実飲料・炭酸飲料に関する品質管理担当者及び格付担当予定者を対象に品質管理・格付業務の知識及び技術並びに J A S 制度等についての専門講習会を新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し Web にて開催した。受講者数は 32 名で受講者には、J A S 認証工場の技術的基準に基づく資格が付与された。

7) 広報事業の実施

炭酸飲料及び果実飲料に関する公正な知識の啓発・普及と客観的な知識の情報を行うため「清飲検協会報」を 12 回発行し、本社、認証工場及び行政機関等に配布した。また、J A S 製品の流通の促進を図るため、ホームページにより、清涼飲料事業者に対し、その普及・啓発を行うとともに、毎月の JAS 格付数量、財務諸表、JAS 認証事業者名等を公表した。

2. 総務事項

1) 令和 3 年度の消費税申告及び確定申告書を芝税務署(令和 4 年 5 月 19 日)及び港都税事務所(令和 4 年 6 月 30 日)に提出した。

2) 令和 5 年度償却資産申請書を令和 5 年 1 月 13 日、港都税事務所に提出した。

3. 会議の開催

1) 監査会

令和4年5月10日

令和3年度事業報告書及び令和3年度財務諸表等の監査を行った。

2) 定時理事会等

令和4年5月27日

令和4年度第1回定時理事会を定款の規定に基づき、書面決議により行った。

提出議案

第1号議案 令和3年度事業報告書に関する件

第2号議案 令和3年度財務諸表に関する件

第3号議案 令和4年度定時評議員会の開催に関する件

令和5年3月30日

令和4年度第2回定時理事会を規定に基づき行った。

提出議案

第1号議案 令和5年度事業計画書(案)に関する件

第2号議案 令和5年度収支予算書(案)に関する件

第3号議案 令和4年度事業状況報告に関する件

3) 定時評議員会

令和4年6月30日

令和4年度定時評議員会を開催した。

提出議案

第1号議案 評議員及び理事の選任（補欠）に関する件

第2号議案 令和3年度財務諸表に関する件

報告事項

(1) 平成3年度事業報告に関する件

(2) 令和4年度事業計画書及び令和4年度収支予算書に関する件

4) 判定審議委員会

第1回は令和5年1月25日に判定審議委員会を開催した。第1回は認証後の臨時確認調査の審議を行った。

5) 公平性委員会

令和5年3月16日

外部委員3名を含む5名で構成する令和4年度の公平性委員会を開催した。公平性を阻害するリスクはなく、公平性は担保されているとの評価を得た。

6) 認証業務内部監査

令和5年3月6日

令和4年度のJAS認証業務に関する内部監査を行った。外部委託の監査員から認証業務は適正に処理しているとの報告書を得た。

7) マネジメントレビュー会議

令和5年3月31日

役職員による認証に関する業務見直しに関するマネジメントレビュー会議を行った。結果、見直しの必要はないと判断した。

8) 関係団体の会議

(一社)日本農林規格協会の定時理事会・通常総会、連絡協議会及び(一社)全国清涼飲料連合会の研究会の理事会並びに(一財)食品産業センターの企業・団体連絡協議会及び果実飲料公正取引協議会等の会議に出席(書面及びWebによるものも含む。)した。

4. 事業報告附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条3項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

以上